

平成 1 5 年 8 月 4 日

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）平成15年7月梅雨前線豪雨災害における
被災者生活再建支援法の適用について

1. 今般の平成15年7月梅雨前線豪雨により、福岡県において住宅に多数の被害が生じ、被災者生活再建支援法の定める自然災害に該当するとの報告があった。
2. 今後、以下の市町において、住宅が全壊した世帯又は半壊でやむなく解体した世帯であって、法に定める要件に合致する場合には、その申請により被災者生活再建支援金制度が適用され、最高100万円の支援金が支給される。

該当市町村	支援法適用日	支援法 適用基準	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
【福岡県】	7月18日	被災者生活再 建支援法施行 令第1条第1 号			
福岡市(ふくおかし)			0	3	691
飯塚市(いづかし)			0	1	1,688
太宰府市(だざいふし)			14	19	193
志免町(しめまち)			0	0	210
穂波町(ほなみまち)			3	5	484
合 計			17	28	3,266

(被害の状況は県からの報告による。なお、今後の調査によって変動することもある。)

< 参考 >

1. 支援金支給の仕組み(法第18条)

被災者生活再建支援金は、相互扶助の観点より都道府県からの拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」が全額を支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害(施行令第1条)

今回の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号を採用。

(解説)

本規定については、市町村の人口規模に応じて住家の被害数を規定しており、滅失した住家が福岡県福岡市の場合150世帯以上、飯塚市及び太宰府市の場合80世帯以上、志免町の場合60世帯以上、穂波町の場合50世帯以上となっている。滅失住家の算定にあたっては、半壊2世帯又は床上浸水3世帯をもって滅失1世帯とみなし、これにより本規定を満たしている。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）
宇野、中村、香川

TEL 5 2 5 3 - 2 1 1 1 (内線 5 1 6 0 2)
3 5 0 1 - 5 1 9 1 (直通)